

大船渡市火災 支援情報 瓦版

【被災後の生活再建のために】 発行: R7.3.2 (R7.3.17補訂)



- ◆被災地の詐欺に注意！ 支払う前に警察、ダイヤル188(消費者ホットライン)などにまず相談
- ◆不動産の権利証、通帳、保険証券、実印などを失っても、**権利は失いません**のでどうかご安心下さい

被害にあった時

- ・火災保険・共済に連絡
- ・住宅ローン返済等の悩みは被災ローン減免制度
- ・被災証明書を市役所でもらい支援制度を申請
- ・困りごとはボランティアセンターにも相談してみる



仮設住宅も

自然災害等損保契約照会センター

契約している損害(火災)保険会社が不明なら、以下の照会センターに問い合わせを。

電話 0120-501-331
平日9時15分~17時

被災証明書

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

被災証明書は、被害調査の上で、市町村が発行する住宅被害の証明書です。全壊、半壊など6種類に分かれます。多くの支援制度が、被災証明書と結びついているので、被災証明書の申請は、再建のスタートです。重い判定ほど支援が受けやすいのが特徴です。

火災で被災証明はどのような？

火災の被害は、全焼、半焼、部分焼などに分類されますが、火災でも、その被害の程度に応じて、全壊、半壊、一部損壊などと左図のように判定され、被災証明書が交付されるのが通常です。被災証明書をもらうには、申請が必要なものもあれば、市町村が申請を待たずに調査して交付してくれることもあります。

代表的な支援制度Q&A



災害救助法に基づく様々な物資提供、貸付制度、自治体独自の支援などもあります。今後の自治体からの情報を定期的に確認して下さい。

家族が火災で亡くなったり、重い障害が残ったときは？

災弔慰金

家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給

市役所に災害弔慰金や災害障害見舞金の申請を。該当するか不明なら相談を。

自宅の再建費用を借りられる制度はありますか？

災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)

建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

住宅金融支援機構の被災者向け融資も検討して下さい。
災害相談ダイヤル 0120-086-353

火災の被害に対して国からの支援金がありますか？

被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用された自然災害で、被災証明書の判定に応じて最大300万円

被災者生活再建支援法が適用されると、最大300万円の支援金がもらえます。

火災で所得税や住民税が減免される制度はありますか？

雑損控除
(災害減免法)

建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

確定申告で所得が控除される制度があります。税務署や税理士などに相談を。

被災時のローン減免制度

被災ローン減免制度

住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除の可能性あり

今回のような災害救助法が適用された災害で、住宅ローンなどの個人ローンの返済が難しくなった方は、

ローンの減額や免除の制度が使える可能性があります。条件にあてはまるかなど、弁護士会に相談しましょう。相談は無料です。自己破産のように信用情報(ブラックリスト)に掲載されることもありません。

被災者生活再建支援金

基礎支援金	加算支援金	
全壊・半壊以上等で解体、長期避難 100万円	建設・購入	200万円
大規模半壊 50万円	補修	100万円
	民間賃貸	50万円

・中規模半壊は、加算支援金のみ上記の各半額をもらえる
・半壊20万円、準半壊5万円の基礎支援金の給付も決定

※ 単身世帯は各4分の3の金額
※ 賃貸物件では賃借人が対象

60歳以上への再建融資

リバースモーゲージ

60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

上でご紹介した被災者向けの災害復興住宅融資には、60歳以上限定で、利息だけの返済でよい特例もあります。

自宅が火災に遭ったあとの建替えや住宅購入に際して目安として契約金額の6割程度の融資が受けられる可能性があります。返済は利息のみで負担が少ないので、関心があれば上のダイヤルに相談を。